

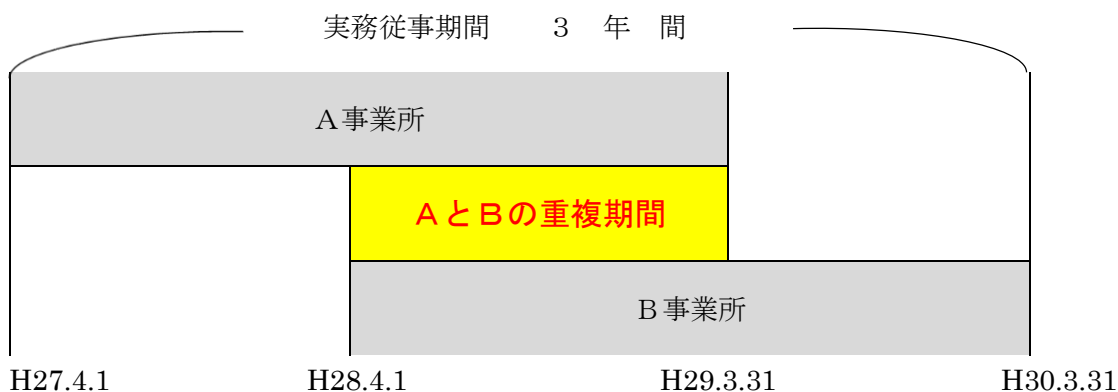
重複期間がある場合の実務経験の計算の仕方

<例> A事業所 H27.4.1 ~ H29.3.31
 B事業所 H28.4.1 ~ H30.3.31 の場合

業務従事期間の考え方

A事業所、B事業所ともに業務期間は2年間ですが、H28年4.1~H29.3.31の1年間は重複しているため、**3年間の実務期間**となります。

重複期間は、それぞれに「勤務記録証明書」の提出が必要となります。



従事日数の考え方

同じ日の午前と午後で別の事業所で働いた場合でも、1日の実務日数となります。

	月	火	水	木	金	土	日	合計
A事業所	午前	午前	全日	—	午前	午前	—	5日
B事業所	—	午後	—	午後	午後	—	—	3日
算定できる 出勤日数	1 ※1	1 ※2	1	1 ※1	1 ※2	1 ※1	—	6日

※1 勤務時間の短い場合でも、1日勤務と算定

※2 2か所に出勤しても、1日勤務と算定